

北海道消費生活審議会委員公募のお知らせ

道では、道民の消費生活の安定及び向上を図るため、北海道消費生活条例に基づき、道民の消費生活に関する事項その他条例の運用に関する重要事項について調査審議していただく「北海道消費生活審議会」を設置しておりますが、このたび、次のとおり審議会委員を募集します。

◆応募資格

- (1) 北海道内に居住する満20歳以上の方（性別は問いません。）
- (2) 消費生活に関する事項に関心を有し、審議会（札幌市内開催）に出席できる方

※ ただし、次の方は応募できません。

- ・国又は地方公共団体の議員及び職員（元道職員も含む）の方
- ・公募で選任された北海道消費生活審議会委員（過去の公募委員も含む）の方

◆公募委員数

3名以内

◆委員の任期

任命の日（令和2年10月下旬（予定））から2年間

◆応募方法

次の(1)と(2)を下記の応募先へ郵送又は持参してください。

- (1) 応募用紙
- (2) 小論文

テーマ：近年の消費者問題とそれに対する消費者行政の果たす役割について

- ・小論文は、800字以内で記載願います。
- ・応募用紙及び原稿用紙は、所定の用紙を使用してください。
- ・用紙は、道庁環境生活部くらし安全局消費者安全課及び各振興局保健環境部環境生活課に備えてありますほか、道のホームページ（下記のアドレスです）からもダウンロードできますので、ご利用ください。

（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/shingikaikoubo.htm>）

- ・提出された書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

◆募集期間

令和2年8月21日（金）から令和2年9月25日（金）まで（9月25日の消印有効）

※ 持参される場合は、締切日（9月25日）の17時30分までとします。

◆選考

小論文及び応募用紙記載内容により総合的に判断し選考いたします。

選考結果については、令和2年10月中旬までに応募者全員にお知らせいたします。

◆職務内容

北海道消費生活審議会の委員として、知事の諮問に応じ、道民の消費生活に関する事項その他「北海道消費生活条例」の運用に関する重要事項を、道が選任した学識経験者等の委員とともに調査審議していただきます。

◆報酬等

審議会に出席した場合は、道の定めるところにより、報酬及び旅費をお支払いします。

◆その他

審議会は公開で行います。また、委員の氏名及び審議会の会議記録（発言者の氏名を含みます）は、道のホームページ及び行政情報センターにて公表いたします。

応募に関するお問い合わせ先・応募先 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課 消費者安全係 電話 011-204-5212（直通）
